



基発第 0801010 号

平成 18 年 8 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

### 製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針について

製造業においては、近年、業務請負が増加し、これを背景とした労働災害が発生している。また、関係請負人の労働災害の発生率は、元方事業者のものと比較して一般に高いところである。

これら関係請負人は、設備の修理、製品の運搬等危険、有害性の高い作業を分担することが多く、さらにその作業場所が元方事業者の事業場構内であることから、関係請負人の自主的な努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない面があるため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）においては、従来から、当該事業遂行の全般について権限と責任を有している元方事業者に一定の義務を課してきたところであるが、今般、元方事業者の労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 108 号）により、製造業（造船業を除く。）の元方事業者に作業間の連絡調整の実施等が義務付けられたところである。

これに伴い、造船業を除く製造業において、元方事業者及び関係請負人の労働災害の防止を図ることを目的とし、元方事業者による関係請負人も含めた事業場全体にわたる安全衛生管理（以下「総合的な安全衛生管理」という。）を確立するため、別添 1 のとおり「製造業（造船業を除く。）における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」を策定した。

また、造船業についても従来から法第 30 条等に基づき特定元方事業者として作業間の連絡調整の実施等が義務付けられているところであり、同様に総合的な安全衛生管理を確立するため、併せて別添 2 のとおり「造船業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」を策定した。

これらの指針は、元方事業者及び関係請負人のそれぞれが法令に基づき実施しなければならない事項及び実施することが望ましい事項を併せて示したものである。

貴職におかれては、関係事業者がこれら指針に基づく実効ある安全衛生管理を実施するよう、あらゆる機会をとらえてこれら指針の周知及び指導に努められたい。

なお、別添 3 のとおり、関係団体に対し、これら指針の周知等を図るよう要請したので了解されたい。